

建設関係

- 1 交通の安全と円滑化を図るため、道路の改良整備と共に自転車道や歩道の整備推進を図ること。
 - 2 中山間地の狭隘路線の拡幅整備を推進するとともに、市域の円滑な移動を可能とする道路網の整備推進を図ること。
 - 3 道路整備財源の確保に努め、市街地の交通渋滞の解消に必要な環状線、バイパスや交差点の立体化等、建設計画路線の整備促進を国・県に対し強く働きかけること。
 - 4 道路の除雪体制の一層の充実を図り、委託業者との連携を強化するとともに、市民の協力体制の確保に努めること。
- ◎5 千曲川流域の治水対策については、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水地の整備や河道掘削及び堤防強化、さらに「信濃川水系河川整備計画」に基づく屋島地区他の堤防整備等についても、早期に整備が進むよう市として協力するとともに、国、県に強く働きかけ、併せて堤防道路等の整備を進めること。
- また、千曲川下流や犀川の一部などの県管理区間の直轄編入について、県と連携して国に要請していくこと。
- ◎6 「長野市災害復興計画」に位置付けた防災拠点や長沼地区の復興道路の整備促進を図ること。
- 7 道路・河川などの防災対策を進めるとともに、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、及び砂防指定地の防災対策の充実強化を国・県に対して強く働きかけること。
 - 8 豪雨等により被災した道路や中小河川の災害復旧については、国及び県などの関係機関との連携を十分に行い、早急に復旧工事を実施するとともに、防災・減災に努めること。
 - 9 浅川の治水対策については、「浅川総合内水対策計画」に基づく、浅川排水機場の毎秒7トンの増設を始め、堤防の嵩上げ、及び各支川（駒沢川、新田川、三念沢）の改修を県とともに強力に推進すること。
- ◎10 災害時に自宅が被災し、自ら住宅を確保することが困難な方々に対し、安定した生活を確保するため災害公営住宅の整備を推進すること。
- 11 市街地及び住宅地狭隘道路の解消を積極的に推進するため、道路後退部分用地の取得と舗装等による拡幅整備の推進を図ること。
 - 12 人にやさしいまちづくりを推進するため、高齢者や障害者のみならず、すべての市民が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの道路や建物等の整備及び指導を行う

こと。

13 都市型水害に対応する治水対策の推進として、北八幡雨水調整池の貯水容量を増やす事業を速やかに行うなど、北八幡川沿川の治水対策の促進を図ること。併せて、古牧小学校、南部小学校、芹田小学校等への地下式調整池整備、徳間小学校、柳原小学校等への校庭貯留施設整備を順次進めること。

また、雨水渠、雨水調整池、雨水貯留施設（個人住宅）の整備などを一層推進するとともに、国、県へ新たな雨水対策事業による施設整備などを積極的に働きかけること。

14 地籍調査事業については、現在実施している戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の5地区において、国庫補助を活用しつつ必要な予算措置を行うとともに、市域全体に関しては、国の第7次国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）を本市の地籍調査事業に反映させ、事業の進捗率の向上を図ること。

15 空き家対策の推進にあたり、適切に管理されていない老朽危険空き家等への対策や空き家の適正管理、利活用及び空き家化の予防などの施策を総合的かつ計画的に進めること。

16 スマートインターチェンジの整備促進と、それに係る道路整備を図ること。

17 五輪大橋及び日高トンネルの無料化とエムウェーブから五輪大橋までの4車線化の事業推進を県及び関係機関に強く働きかけること。

18 大豆島地区で建設を進めている広域ごみ焼却施設に伴い地区から要望されている市道道路改良及び治水施設整備を進めるとともに、大豆島小学校周辺の県道整備の推進を県に強く働きかけること。

19 東外環状線の朝陽～柳原間（2.8km）の整備事業について、令和2年度末に車道部が開通するが、引き続き、歩道部を含めた全面開通に向けて、整備の推進を国・県に強く働きかけること。

◎20 落合橋について、架け替えを含めた老朽化対策における早期のルート決定を県に強く働きかけること。

◎21 新国道坂城更埴バイパス（3工区）整備事業について、整備の促進を国・県に強く働きかけること。

22 水と緑、豊かな水辺環境に配慮した河川整備を推進すること。

23 排水機場の整備により内水による水害対策を強力に推進し、併せて千曲川などの低水護岸の改修を国に強く要望すること。

24 安全点検結果を踏まえた橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修・補強工事を確実かつ迅速に推進すること。

25 今後の重要な課題である道路・河川施設等の老朽化対策について、調査を踏まえて修

- 繕・更新費用を確保し、施設の長寿命化と適正な維持管理を推進すること。
- 26 水路や側溝の維持管理費の確保に努め、浚渫等積極的な対応策を講ずること。
- 27 長野市公共施設白書に記載の「公共施設の現状と課題」、住宅マスタープラン及び公営住宅等ストック総合活用計画などに基づき、市営住宅団地の統廃合を含めた建替え及び再整備を推進するとともに、エレベーターの設置など、高齢者や障害者にもやさしい住環境の向上に努めること。
- 28 地震等によるブロック塀の倒壊対策、看板等の屋外設置物、及び突出物の落下防止対策の推進を行うこと。特に通学路については優先的に行うこと。
- 29 アスベスト飛散防止対策の徹底を図るため、吹付けアスベストが使用されている建築物の実態把握に努めるとともに、建設リサイクル法に伴う解体及び処理について指導・支援を行うこと。
- 30 市有施設の耐震診断及び耐震改修を計画的に実施するほか、民間の建築物については、耐震等についての啓発や耐震診断に対して補助を継続するとともに、特に耐震化が遅れている住宅については、引き続き耐震改修費用の補助制度の周知を図り、耐震化を促進することで、安全・安心なまちづくりを推進すること。
- 31 中高層建築物の建築に係る紛争の防止、及び良好な近隣関係の形成・保持については、当該条例に基づく指導・調整により地域住民の不安解消に努めること。
- 32 災害発生時等では、地域を熟知している業者の早期対応が望まれる。緊急対応に対処するためにも地域に配慮した業者育成を図ること。
- 33 多世代家族の同居や近居をするため住宅の新築やリフォーム工事を行う者に対して、市内全域を対象とした補助制度を創設すること。
- 34 老朽化が著しい橋梁の架け替えについて、早期の事業化を国・県に強く働きかけること。
- 35 7年に一度の善光寺御開帳を令和4年度に控え、長野駅周辺から善光寺界限にかけての、道路や水路の維持修繕を通じ、観光客の安全確保と市のイメージアップを図ること。

都市整備関係

- 1 「長野市都市計画マスタープラン」に基づき、長野市の健全で秩序ある発展のため、人口減少や高齢社会化など、社会構造の変化に対応するコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりの推進を図ること。加えて、公共施設再配置計画や公共交通ビジョンとも連携した適確な土地利用の誘導を図るとともに、都市活力の維持と都市経営の観点から、既存産業の強化や新たな産業の創出を促進するため、これら産業の立地を目的とした産業用地の整備に向けて取り組むこと。

また、これまで整備・蓄積されてきた都市の資産である道路や公園、住宅等の施設を最大限に活用しつつ、様々な都市機能の複合的な集積やリノベーションを図ることにより、地域ごとの特性や歴史・文化を踏まえて安全で快適な、歩いて暮らせる魅力あるまちづくりを推進すること。

- 2 安全な都市環境を創造するために、市街地開発事業等の制度を活用し、公共施設の整備改善及びまちなか居住の推進を図り、健全な市街地の形成に努めること。
- 3 新田町交差点以南の中央通りについて、善光寺表参道としての魅力を一層高め、まちなかの回遊性を向上させて、新たなまちなかにぎわいが創出できるよう、関係機関や地域、商店会などと連携協働し、整備を推進すること。
- 4 長野市歴史的風致維持向上計画については、「長野市都市計画マスタープラン」や「長野市景観計画」等、各種計画との整合を図りながら、長野市固有の歴史や文化を活かしたまちづくりを戦略的に進めること。

都市、農村、中山間地などにおいて固有の文化や魅力の創出が期待されることから、伝統技術の継承、地域の活性化やコミュニティの維持、観光資源の掘り起しなど、新たな産業の振興や観光事業の推進につなげられるよう、法定協議会と連携し、庁内横断的な体制により、事業を推進すること。

- 5 風格と魅力ある美しい景観を創出するため、長野市景観計画、長野市の景観を守り育てる条例及び長野市屋外広告物条例に基づき、景観形成の推進及び誘導を図ること。

良好な景観の誘導にあたっては、住民の理解を得ながら、地域の特性を活かすとともに、歴史的風致維持向上計画に基づく事業や街なみ環境整備事業等を積極的に推進し、伝統的な景観の保全と形成に努めること。

- 6 都市の骨格を成す都市計画道路の整備を推進し、都市内の円滑な道路交通と歩行者等のための快適で安全な歩行空間を確保すること。

特に、災害時における緊急避難路、子どもたちの安全、安心な通学路、交通渋滞を緩

和する環状路線網を形成する幹線道路の整備を促進すること。

併せて、県施行の主要道路の事業促進を要望し、早期整備を図ること。

なお、都市計画道路見直しについても、まちづくりの視点から、都市計画道路整備計画と併せ検討し、計画的、効率的な整備に向け、関係者への十分な周知を図り、進めること。

7 緑に溢れ、生活にうるおいと安らぎのある長野市を創造するとともに、幅広い利用ができるよう公園の整備を進め、特に災害時には市民の生命を守る避難地の役割を果たす公園の建設を推進すること。また、約720か所ある公園・遊園地等の遊具の施設や樹木などを常に良好に維持管理し、民有地の緑化等と併せて市民との協働による緑豊かで心安らぐまちづくりの推進に努めるとともに、緑を通して豊かな暮らしを実現できるよう緑育の推進にも努めること。

8 城山公園については、自然環境を活かすとともに、文化・芸術・レクリエーション機能を高め、善光寺周辺を含めた広域的な集客に対応できる都市空間となるよう、旧蔵春閣や城山公民館一帯の「交流の丘ゾーン」の再整備を進めること。

特に城山動物園は来年60周年を迎えることから、記念事業として、城山動物園、城山市民プール、少年科学センターなどが存在する「ふれあいの森ゾーン」の再整備促進を図ること。

9 少子高齢化社会が進行するなか、市民が求める公園のあり方を検討し、新たな制度であるパークPFI制度の活用など、にぎわいある公園作りを目指すこと。

◎10 長野駅周辺第二土地区画整理事業は公共施設整備が完了し終盤を迎えている。現在、実施している換地計画作成業務を効率的に進め、事業の早期完了を図ること。

家屋移転等が完了したことから、今後、事業に伴う入居が見込まれない従前居住者用住宅の有効活用を図ること。

◎11 事業において、整備が完了した公共施設を最大限に活用した土地の高度利用を目指し、誰もが住みやすい快適で安全・安心な街づくりを、住民との協働で推進していくこと。

12 長野市公共交通ビジョン・長野市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくり計画等と連携を図りながら、公共交通ネットワークの再構築に取り組むこと。また、モビリティ・マネジメントの推進や、パーク・アンド・バスライドなど、公共交通の利用環境の整備に取り組むこと。

◎13 市民及び観光客の移動ニーズの利便性と効率性の向上を図るため、バス事業者とともに中心市街地におけるバス路線のあり方を検討すること。

14 コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりの実現に向け、各拠点や

既存の居住集落を結ぶ、新たな公共交通ネットワークの構築に取り組むこと。

- 15 市民の移動手段を確保するため、更に自家用車に依存せず環境負荷の少ない暮らしに転換するためにも、住民自治協議会等と協働し、生活バス路線の維持及び交通空白地帯・交通不便地域におけるバス等の運行の充実を図ること。

また、ＩＣカードＫＵＲＵＲＵの普及を図るとともに、他社交通機関ＩＣカードとの連携を早期に行うよう関係機関に働きかけること。

- 16 北陸新幹線の敦賀以西のフル規格による早期整備を国及び関係機関に強力に働きかけること。

- 17 しなの鉄道北しなの線の存続に向けた財政支援について、国に強く働きかけること。
また、利便性向上による利用者増加と事業者の経営安定化に資する新駅設置の実現に向け、積極的に取り組むこと。

- 18 鉄道駅のバリアフリー化の推進を図ること。

- 19 千曲川新道活性化プランに基づき、長野電鉄旧屋代線跡地を活用した事業については、早期に全線開通できるよう実施に努め、沿線の活性化を図ること。

- 20 駅周辺の放置自転車対策を実施すること。また、自転車活用推進計画に基づき、駐輪場については増設を含め利便性の向上を図りながら利用啓発を行い、自転車利用の促進を図ること。

- ◎21 新田町交差点から長野駅までの周辺地域において、駐車場や空き店舗等、低未利用地の増加による都市のスポンジ化などの新たな課題に対応したまちづくり構想の策定に取り組むこと。

水道・下水道関係

- 1 人口減少や節水機器の普及、企業のコスト削減などによる水道使用量の減少傾向は今後も続くものと考えられる。一方で、老朽管の更新や施設の耐震化など多額の費用が見込まれることから、経営戦略に基づきより一層の経営効率化と健全な経営の継続に努めること。
 - 2 水道ビジョン及び水道施設整備計画に基づき、水道施設の統廃合や管路のダウンサイジングを計画的に実施するとともに、事業費の平準化を図るなど、水道事業の効率的な経営に努めること。
 - 3 老朽施設の計画的な更新により、出水不良及び赤水の解消・有収率向上に努めるとともに、地震などの自然災害に強い施設づくりを推進すること。
 - 4 水道水源の保全を図るため、関係機関と連携を強化するとともに、水源から蛇口までの水質管理体制の強化に努めること。
 - 5 下水道については、人口普及率が 97.7%となり、維持管理の時代を迎え、施設の更新及び耐震対策に関する費用の増大が見込まれることから、下水道 10 年ビジョンや経営戦略及びストックマネジメント計画に基づき、将来に備えた建設投資費用を確保するなど、投資と財源の均衡を図りながら、効率的かつ健全な経営の継続に努めること。
- ◎6 令和元年東日本台風で被災した上下水道施設の本復旧を迅速に進めるとともに、今後、同規模、あるいはそれ以上の災害を想定する中で、施設の浸水対策に努めること。
- 7 近年、地震や集中豪雨による災害が増加傾向にあることから、災害時における応急体制を確立するとともに、広域的な災害対応訓練の実施や他事業者との相互応援体制の整備など、緊急時に備えて、平常時から連携強化を進め、危機管理体制の充実に努めること。
 - 8 上下水道事業に関する財政状況や事業の進捗状況などについて、情報提供を適時行い、市民や事業者が安全に安心してサービスの提供が受けられるよう努めること。
 - 9 将来の人口減少を見据え、県営水道及び近隣事業者との業務の共同化や広域化について検討を進めること。
- ◎10 下水道管渠への雨水など不明水の浸入防止対策を推進するとともに、建設部と連携を図り、雨水渠の整備を推進し、浸水被害の防止に努めること。
- ◎11 下水道施設の改築更新及び耐震化を計画的に進めるとともに、下水道区域外の戸別浄化槽整備を図り、汚水処理の安定的なサービス提供に努めること。

